

2・3号認定子どもの神川町利用者負担額（保育料）基準月額表

（単位：円）

階層区分		利用者負担額（保育料）基準月額			
		3歳未満児		3歳児以上	
		標準時間	短時間	標準時間・短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	
C	市町村民税均等割額のみの世帯	8,000	7,900	0	
D 1	市町村民税の所得割額	16,000円未満の世帯	10,000	9,900	0
D 2		19,000円未満の世帯	13,000	12,800	0
D 3		27,000円未満の世帯	14,000	13,800	0
D 4		48,600円未満の世帯	16,000	15,800	0
D 5		65,000円未満の世帯	21,000	20,700	0
D 6		80,000円未満の世帯	23,000	22,600	0
D 7		97,000円未満の世帯	26,000	25,600	0
D 8		110,000円未満の世帯	28,000	27,600	0
D 9		135,000円未満の世帯	31,000	30,500	0
D 10		169,000円未満の世帯	36,000	35,400	0
D 11		235,000円未満の世帯	39,000	38,400	0
D 12		301,000円未満の世帯	46,000	45,300	0
D 13		350,000円未満の世帯	50,000	49,200	0
D 14		397,000円未満の世帯	51,000	50,200	0
D 15		397,000円以上	54,000	53,100	0

（備考）

- (1)町民税をもとに利用者負担額の算定を行います。なお、調整控除及び調整額以外の税額控除適用前の税額で算定します。
- (2)年齢区分の認定は、当該年度4月初日時点の年齢によります。
- (3)4月から8月までの月分の利用者負担額にあつては前年度分の市町村民税の額を基に、9月から翌年3月までの月分の利用者負担額にあつては当該年度分の市町村民税の額を基に決定する。
- (4)C及びD 1 からD 4 階層に該当する母子・父子世帯又は在宅障害児・者のいる世帯で、保護者と生計を一にする算定基準者の年齢に関わらず、第1子は当該階層の利用者負担額から1,000円を控除した後半額とし、第2子以降は無料とする。
また、D 5 階層に該当する母子・父子世帯又は在宅障害児・者のいる世帯で、保護者と生計を一にする算定基準者の年齢に関わらず、第1子は9,000円、第2子以降は無料とする。
また、D 6 階層のうち市町村民税の所得割が77,101円未満に該当する母子・父子世帯又は在宅障害児・者のいる世帯の利用者負担額は、保護者と生計を一にする算定基準者の年齢に関わらず、第1子は9,000円とし、第2子以降については無料とする。
- (5)上記（4）を除き、C及びD 1 からD 5 階層のうち市町村民税の所得割が57,700円未満の世帯にあつては、保護者と生計を一にする算定基準者の年齢に関わらず、第2子は当該階層の利用者負担額の半額とし、第3子以降は無料とする。
また、D 5 階層のうち市町村民税の所得割が57,700円以上の世帯からD 1 5 階層にあつては、同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に保育施設等を利用している場合この表の適用は最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については無料とする。
- (6)支給認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、D15階層にあるものとみなしてこの表の規定を適用する。